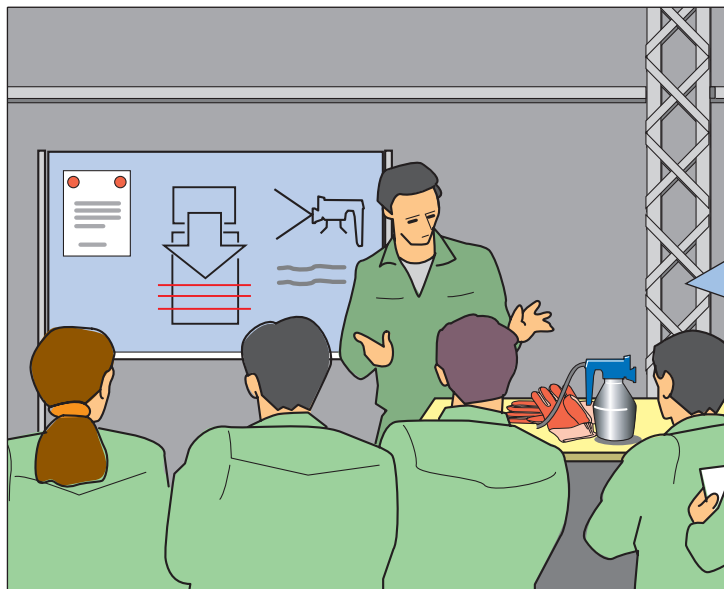


(3) 安全衛生に係る措置に関する派遣先の協力等

派遣先は、派遣元事業主から雇入れ時の安全衛生教育の委託の申し入れがある場合には可能な限りこれに応じるよう努める等、必要な協力や配慮を行わなければなりません。(派遣先が講ずべき措置に関する指針第2の17)

派遣元事業主が実施する雇入れ時安全衛生教育



派遣先からの協力の例

- ・教育カリキュラムの作成支援
 - ・講師の紹介、派遣
 - ・教育用テキストの提供
 - ・教育用の施設、機材の貸与
- など

労働者派遣契約の安全衛生に関する事項

労働者派遣契約には、派遣労働者の安全、衛生を確保するために必要な事項に関し就業条件を記載する必要があります。(労働者派遣法第26条第1項、労働者派遣事業関係業務取扱要領第7の2(1)イ(ハ)の⑥)

製造業における安全衛生に関する事項とその例

- (i) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項
 - ・危険有害業務の内容
 - ・使用する機械、器具その他の設備又は原材料の種類
 - ・危険又は健康障害を防止するための措置の内容
- (ii) 健康診断の実施等健康管理に関する事項
 - ・一般定期健康診断の実施に関する事項
 - ・特殊健康診断の実施に関する事項
- (iii) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項
- (iv) 安全衛生教育に関する事項
 - ・派遣元で実施する安全衛生教育の内容等
 - ・派遣先で実施する安全衛生教育の内容等
- (v) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項
 - ・就業制限業務を行うための免許、技能講習の種類等
- (vi) 安全衛生管理体制に関する事項
 - ・派遣労働者の安全衛生についての管理体制
 - ・安全衛生管理に必要な事項の派遣労働者への周知に関する事項
- (vii) その他の事項
 - ・労働者死傷病報告の提出に関する事項
 - ・その他派遣労働者の安全、衛生を確保するために必要な事項